

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 7 年 度 後 期

(令和7年9月～令和8年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員



佐市監査第294号  
令和8年3月26日

佐賀市議会議長 松永幹哉様  
佐賀市長 坂井英隆様  
佐賀市上下水道事業管理者 姉川久様

佐賀市監査委員  
職務執行者 力久 剛

佐賀市監査委員 江頭弘美

### 定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和7年9月から令和8年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

## 1 監査の概要

### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。さらに、事務事業評価から数事業を抽出し経済性、効率性、有効性（3E）の観点から検証を行い、評価した。

工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（支所、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等 (監査実施対象：20部署1団体)

<定期監査> (財務及び経営管理監査)

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
経済部	経済政策課	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月19日	6
	中心市街地振興室			6
建設部	用地対策課	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 7年 9月 30日	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月23日	6
	北部建設事務所			7
	南部建設事務所			7
環境部	循環型社会推進課	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月19日	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月23日	6
	G X推進課			8
保健福祉部	健康づくり課	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月19日	6
	三瀬診療所			6
	臨時特別給付金室			6
地域振興部	協働推進課	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月23日	令和 7年10月29日 ~ 令和 8年 3月23日	6
	スポーツ振興課			8
三瀬支所				8
出納室				6

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
上下水道局	下水道工務課	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日	令和 7年 10月 29日 ~ 令和 8年 3月 23日	6
	下水道施設課			6
	給排水設備課			6
	雨水事業対策室			6

<定期監査> (工事監査)

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
準用河川西田川護岸改修工事 (2工区) 《所管：建設部 南部建設事務所》	令和 6年 2月 20日 ~ 令和 6年 8月 9日	令和 7年 9月 30日 ~ 令和 7年 12月 26日	9
市道駅前中央26号線配水管布設工事 《所管：上下水道局 水道工務課》	令和 7年 7月 16日 ~ 令和 8年 1月 16日	令和 7年 9月 30日 ~ 令和 7年 12月 26日	9

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
特定非営利活動法人佐賀県徐福会 《所管：都市戦略部 緑化推進課、 経済部 観光振興課》	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日	令和 7年 10月 29日 ~ 令和 8年 3月 19日	10

(3) 定期監査の監査重点項目設定数

区 分	R7			R6
	後期 17部署	前期 13部署	年間 30部署	年間 30部署
1 服務関係	8	10	18	13
2 文書	4	4	8	7
3 収入	5	3	8	10
4 支出	3	2	5	2
5 契約	17	12	29	28
6 工事等の執行	3	0	3	5
7 補助金等	1	5	6	7
8 財産管理	4	2	6	7
9 現金の取扱い	3	1	4	8
10 内部統制	0	0	0	0
11 その他	1	0	1	0
計	49	39	88	87

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 支所、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

件数は各年度合計の件数、( )内はR7 後期における件数

区 分	指摘事項		検討をを求める事項		注意をを求める事項		R7 45(20)部署	R6 44部署
	R7	R6	R7	R6	R7	R6		
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	3 (2)	3	3 (2)	3
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
3 収入	0 (0)	0	0 (0)	0	2 (2)	2	2 (2)	2
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	1
5 契約	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	1
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
7 補助金等	0 (0)	0	0 (0)	0	2 (0)	0	2 (0)	0
8 財産管理	0 (0)	0	0 (0)	1	2 (1)	0	2 (1)	1
9 現金の取扱い	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	4	1 (1)	4
10 内部統制	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
11 その他	0 (0)	0	0 (0)	3	1 (1)	1	1 (1)	4
計	0 (0)	0	0 (0)	4	11 (7)	12	11 (7)	16

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討をを求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正及び改善を要請した。

※ 監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員の交代について

中野茂康 令和 7年10月22日 退任

江頭弘美 令和 7年11月 4日 就任

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

<p>監査の対象</p>	<p style="text-align: right;">※ ( ) 内は監査重点項目</p> <p>経済部 経済政策課 (契約、工事の執行、現金の取扱い)</p> <p>経済部 中心市街地振興室 (文書、契約、補助金等)</p> <p>建設部 用地対策課 (サービス関係、契約、財産管理)</p> <p>環境部 循環型社会推進課 (文書、収入、契約)</p> <p>保健福祉部 健康づくり課 (サービス関係、支出、契約)</p> <p>保健福祉部 三瀬診療所 (サービス関係、契約、財産管理)</p> <p>保健福祉部 臨時特別給付金室 (収入、契約、現金の取扱い)</p> <p>地域振興部 協働推進課 (サービス関係、文書、契約)</p> <p>出納室 (サービス関係、文書、契約)</p> <p>上下水道局 下水道工務課 (サービス関係、契約、財産管理)</p> <p>上下水道局 下水道施設課 (収入、契約)</p> <p>上下水道局 給排水設備課 (収入、契約、工事等の執行)</p> <p>上下水道局 雨水事業対策室 (支出、契約、工事等の執行)</p>
<p>監査の結果</p>	<p>財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。</p>

監査の対象	建設部 北部建設事務所
監査重点項目	契約、財産管理、その他（安全管理）
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について</b></p> <p>嘉瀬川石井樋右岸多目的広場の管理について、ナンバープレートのない車両が放置されたままとなっており、前回監査から対応がみられないため、適正な措置を講じられたい。</p> <p>誰もが安全かつ快適に利用できる環境を確保するため、適正な管理を徹底されたい。</p>

監査の対象	建設部 南部建設事務所
監査重点項目	契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>歳入の会計年度区分について</b></p> <p>令和6年3月29日から31日までに収納した干潟よか公園使用料130,900円について、令和5年度の歳入とすべきところを令和6年度の歳入としていた。</p> <p>歳入の年度区分については、地方自治法施行令第142条第3項に基づき、適正な年度区分による会計処理を徹底されたい。</p> <p><b>収納事務の取扱者について</b></p> <p>干潟よか公園使用料の収納について、公園管理業務委託契約の受託者が現金を受領していたが、委託契約書及び特記仕様書にその旨記載されていなかった。</p> <p>公金の収納事務を委託する場合は、契約書の特記仕様書等に明記の上、地方自治法第243条の2及び佐賀市財務規則第41条の規定に基づき適正に処理されたい。</p> <p><b>釣銭について</b></p> <p>干潟よか公園使用料の釣銭について、会計管理者から交付を受けた釣銭ではなく、私金を使用していた。</p> <p>このような取扱いでは、公金と私金を混同する恐れがあり、公金の扱いとしては不適切である。</p> <p>公金の釣銭については、会計管理者から交付を受けた釣銭を使用するよう取扱いを徹底されたい。</p>

監査の対象	環境部 GX推進課
監査重点項目	サービス関係、支出、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>旅費の支給誤りについて</b></p> <p>令和6年度の出張において、予算流用を行い、旅行命令簿及び復命書を作成したものの、旅費を支給していないものがあった。</p> <p>佐賀市職員等の旅費に関する条例第3条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	地域振興部 スポーツ振興課
監査重点項目	サービス関係、収入、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>川副運動広場の管理について</b></p> <p>川副運動広場において、グラウンドゴルフ場に設置されたドラム缶の中の火の始末がされていなかった。</p> <p>また、駐車場には、トラックの荷台等複数のごみが放置され、利用者所有のバスがグラウンドを利用していない時に駐車されていた。</p> <p>誰もが安全で快適に利用できる公共施設となるよう、適正な管理を徹底されたい。</p>

監査の対象	三瀬支所
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>時間外勤務の取扱いについて</b></p> <p>会計年度任用職員の平日の時間外勤務について、勤務を要する日の休暇に振り替えているものがあった。</p> <p>1日の勤務時間を超えて勤務した場合は、時間外勤務手当を支給すべきである。</p> <p>佐賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、適正に処理されたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	準用河川西田川護岸改修工事（2工区）	
工 事 概 要	河川護岸の改良整備による河川機能の確保	
所 管	建設部 南部建設事務所	
請 負 業 者	株式会社 レジテイク	
施 工 場 所	佐賀市久保田町大字徳万地内外	
契 約 金 額	当 初	18,307,080 円
	変 更 後	25,319,800 円
契 約 期 間	当 初	令和 6 年 2 月 2 0 日から令和 6 年 6 月 2 8 日まで
	変 更 後	令和 6 年 2 月 2 0 日から令和 6 年 8 月 9 日まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	100.0%（実地監査日現在）	
実地監査日	令和 7 年 1 1 月 1 3 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	市道駅前中央26号線配水管布設工事	
工 事 概 要	配水管の更新及びそれに伴う給水管の繋ぎ替え	
所 管	上下水道局 水道工務課	
請 負 業 者	株式会社 小柳設備	
施 工 場 所	佐賀市駅前中央三丁目 地内	
契 約 金 額	当 初	18,568,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 7 年 7 月 1 6 日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	計画 58.5%・実施 84.0%（令和7年10月31日現在）	
実地監査日	令和 7 年 1 1 月 1 3 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	特定非営利活動法人佐賀県徐福会
所在地	佐賀市高木瀬東四丁目10番14号
所管課	都市戦略部 緑化推進課、 経済部 観光振興課
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀市徐福長寿館
指定管理料	10,126,800円（令和6年度）
協定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>労務管理について</b></p> <p>年次有給休暇について、就業規則に定めた日数より多く与えていたものがあった。</p> <p>また、薬草園管理職員の報酬について、令和6年10月に佐賀県の最低賃金が改定された際、計算対象ではない手当を含めることで改定後の額を上回るよう取り扱っていた。</p> <p>法令や規則に沿った労務管理がなされるよう指導されたい。</p> <p><b>会計処理について</b></p> <p>小口現金の取扱いについて、現金と帳簿が合わなかった場合に、明確な基準に基づかない処理が行われていた。</p> <p>また、入館料について、現金、館内業務日誌及び月別集計表の照合がされておらず、入館料の実績額を誤っている月があった。</p> <p>会計処理が適正に行われるよう、会計規程の整備など事務処理の改善について指導されたい。</p>

○経済性、効率性、有効性（3E）の観点による検証結果

監査の対象	環境部 循環型社会推進課
対象事業	有害ごみ（蛍光管等）処理事業
事業概要・目的	市内で収集された水銀含有の使用済み蛍光管や、リチウムイオン電池等の充電式電池を含む電池類について、適切かつ一体的に処理するシステムを構築している民間事業者に委託することで適正に処理する。
決算額	2,332,913 円
所見	<p>本事業の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を行ったが、これらについてはおおむね良好に実施されていた。</p> <p>ただし、成果指標の一つである「蛍光管の処理量」については、目標値と実績値とが乖離しているため、目標値を実態に即したものとするよう検討すべきであると思われる。</p> <p>また、本事業の対象となるリチウムイオン電池に起因した火災事故等が全国的に頻発している中、本市では令和3年度から同電池の分別収集に取り組んでおり、様々な媒体を用いた周知啓発が行われていることから、問題となる事例は発生していない。</p> <p>しかしながら、燃えないごみに混入して排出されているものも見受けられるため、同電池の分別方法については、市民に十分に浸透しているとまでは言い難い。</p> <p>今後も同電池使用製品の増加・多様化が見込まれる。同電池の危険性や分別方法については、引き続きあらゆる機会を捉えて市民への周知啓発を行っていただきたい。</p> <p>今後とも安全かつ適切に事業が推進されていくことを望むものである。</p>

監 査 の 対 象	保健福祉部 健康づくり課
対 象 事 業	「いきいきさがし21」普及啓発事業
事業概要・目的	<p>いきいきさがし21（第2次佐賀市健康づくり計画）は、「全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を基本理念とし、生活習慣病の予防、機能の維持・向上、生活習慣の改善等を図ることによって、健康寿命の延伸につなげていくことを目的としている。</p> <p>当該計画に定める事業の推進に係る普及啓発を行うとともに、市民に健康づくりの輪を広げる健康推進員の育成や、市民の自発的な運動習慣の定着を目指してラジオ体操とウォーキングの推進を行う。</p>
決 算 額	505,071 円
所 見	<p>本事業の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を行ったが、経済性に関してはおおむね良好に実施されていた。</p> <p>効率性に関しては、事業費の削減を図りながら事業が実施されているものの、成果指標の達成ができていないことから、費用対効果の面では十分ではないと思われる。</p> <p>有効性に関しては、成果指標が2つとも達成できておらず、特に、「特定検診受診率」については目標値の半分程度に留まっており、この事業が目的を達成するために有効なものとなっているとは言い難い。</p> <p>むしろ、事業の内容を見る限り、現在掲げている成果指標が事業の目標としてふさわしいのか検討の余地があると思われる。</p> <p>事業内容に沿った成果指標とすることによって、効率的かつ効果的に事業が推進されていくことを望むものである。</p>

